

農業振興地域整備計画地域説明会

農政課

☎ 965-5607

平成25年度における農業振興地域整備計画総合見直しに向けて、農振農用地域域内に土地を有する地主を対象に地域説明会を開催します。対象者にはおって通知します。

なお、日程及び会場については、折込みチラシをご覧ください。

生活習慣病予防のための料理教室

健康支援課

☎ 973-3209

うるま市食生活改善推進員により、生活習慣病予防のお話と料理教室を行います。

【とき】 11月21日(月)・22日(火)

午前9時～午後2時

【ところ】 健康福祉センターうるみん3階調理室

【対象】 うるま市在住の方で40歳から70歳代の方

【定員】 各日15名

【申込方法】 電話にてお申し込み

【申込期限】 11月18日(金)



～ 中学校卒業前までのお子さんを持つ方へ ～

「子ども手当」申請お忘れなく!

新しい法律により支給要件などの変更が行われたことから、対象となるお子さんをもつ全ての方に申請をお願いしています。

平成23年10月1日時点で受給資格のある方は、平成24年3月末までに申請をすれば、10月分から手当を受け取ることができます。

平成23年11月末までに申請した方	平成24年2月支払い 10月、11月、12月、1月分	平成24年6月支払い 2月、3月分
平成23年12月～平成24年3月末までに申請した方	平成24年6月支払い 10月、11月、12月、1月、2月、3月分	

※平成24年2月支払いを希望の方は、お早めに申請をしてください。

※申請後の認定通知については、平成23年12月末に発送を予定しております。

申請受付は、児童家庭課窓口（本庁2階）にて行います。支所での受付は行いませんので、ご了承ください。
平成23年10月1日時点で受給資格のある方は、郵送での受付をおすすめします。

平成23年10月以降に転出した方や転出を予定している方へ

- ①うるま市から他の市町村に転出した方や転出を予定している方も、平成23年10月1日時点で受給資格のある方は、うるま市での申請となります。平成24年3月末までに申請をすれば、10月分から転出した月の分の手当を受け取ることができます。
- ②うるま市から他の市町村に転出した方や転出を予定している方は、転出予定日から15日以内に、転入先の市町村において子ども手当の認定請求を行ってください。

次の方はご注意ください

- ①10月以降にうるま市に転入した方
- ②10月以降にお子さんが生まれた方

※10月以降に転入や出生があった方は、転出した日（転出予定日）又はお子さんが生まれた日の翌日から数えて15日以内に必ず申請してください。平成24年3月末までに申請をしても、さかのぼって受け取ることはできません。



お問い合わせ：児童家庭課 ☎ 973-4983